



医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定
宮澤 邦昭	湯沢 健太	工藤 稜頭	仲井 盛	豊岡 憲太	田中 壽和	菅原 啓司	山一 真彦
つがる西北 五ヶ野連合 鰺ヶ沢病院	弘前大学医 学部附属病 院	国民健康保 険大間病院	十和田市立 中央病院	十和田市立 中央病院	十和田市立 中央病院	八戸赤十字 病院	むつ総合病 院
西津軽郡鰺ヶ 沢大字舞戸町字 浦生一〇六の一	弘前市大字本町 五三	下北郡大間町大 字大間字大間平 二〇の七八	十和田市西十二 番町一四の八	十和田市西十二 番町一四の八	十和田市西十二 番町一四の八	八戸市大字田面 木字中明戸二	むつ市小川町一 丁目二の八
内科	小児科	内科	総合診療科	麻酔科	泌尿器科	小児科	糖尿病内分泌内 科
〃	六・四・一八	六・四・二三	〃	〃	〃	六・四・二三	六・四・二一

青森県告示第三百二十六号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり略痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和六年五月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	登録年月日	氏名又は 名称	住所	事業所 所在地	業務開始 年月日	備考
------	-------	------------	----	------------	-------------	----

〇三五〇 一八八	令和 六・五・二三	社会福祉 会法人秋葉	八戸市大 字河原木 三太郎一	上北郡東 大町字境 三	令和 六・五・二三	短期入所 生活介護
-------------	--------------	---------------	----------------------	-------------------	--------------	--------------

青森県告示第三百二十七号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十七条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和六年五月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

〇二〇〇 三四五	令和 六・五・二三	社会福祉 会法人秋葉	八戸市大 字河原木 三太郎一	上北郡東 大町字境 三	令和 六・五・二三	短期入所 生活介護
-------------	--------------	---------------	----------------------	-------------------	--------------	--------------

青森県告示第三百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和六年五月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名 称	株式会社いぶきの里	株式会社いぶきの里	株式会社いぶきの里	社会福祉法人みちのく福祉会
障害福祉サービスの種類	主たる事務所の所在地	上北郡七戸町字大平九一の六	上北郡七戸町字大平九一の六	上北郡七戸町字道ノ上一二の二	むつ市大字奥内九二
障害福祉サービス事業を行う事業所	名 称	ヘルパーステーション 暖和	ヘルパーステーション 暖和	ヘルパーステーション 道ノ上一二の二	むつ市大字奥内九二
廃止年月日	所在地	上北郡七戸町字道ノ上一二の二 令和六・五・三	上北郡七戸町字道ノ上一二の二	上北郡七戸町字道ノ上一二の二	〃
		重度訪問介護	就労移行支援	障害福祉サービス事業所「歩み」	

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、奥内土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和六年五月二十二日

東青地域県民局長 上 沢 謙 一

役員名	氏 名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	溝江 幸敏	青森市大字飛鳥字塩越一二	令和六・四・二就任
〃	佐々木 勝男	大字奥内字川合四	〃
〃	澤田 秀一	大字前田字中野二九の三	〃
〃	市川 和行	大字西田沢字浜田七八	〃

理事	外崎 昭一	大字飛鳥字塩越一二	〃
〃	溝江 幸敏	大字奥内字川合四	〃
〃	佐々木 勝男	大字前田字中野二九の三	〃
〃	市川 和行	大字西田沢字浜田七八	〃
〃	佐々木 雅友	大字瀬戸子字磯田一六	〃
〃	澤田 光功	大字奥内字川合七の一	〃
〃	川田 博	大字清水字浜元九三の二	〃
〃	岸田 出	大字内真部字岸田四四の一	〃
〃	西澤 清光	大字飛鳥字岸田四一	〃
〃	吉崎 博	大字奥内字川合五七	〃
〃	齋藤 武則	大字飛鳥字岸田四七の二	〃
〃	名古屋 昭	大字前田字中野一六	〃
〃	外崎 昭一	大字清水字浜元五一の二	〃
〃	名古屋 昭	大字前田字中野一六	〃
〃	齋藤 武則	大字飛鳥字岸田四七の二	〃
〃	吉崎 博	大字奥内字川合五七	〃
〃	西澤 清光	大字飛鳥字岸田四一	〃
〃	岸田 出	大字内真部字岸田四四の一	〃
〃	川田 博	大字清水字浜元九三の二	〃
〃	澤田 光功	大字奥内字川合七の一	〃
〃	澤田 博	大字清水字浜元九三の二	〃
〃	岸田 出	大字内真部字岸田四四の一	〃
〃	西澤 清光	大字飛鳥字岸田四一	〃
〃	吉崎 博	大字奥内字川合五七	〃
〃	齋藤 武則	大字飛鳥字岸田四七の二	〃
〃	名古屋 昭	大字前田字中野一六	〃
〃	外崎 昭一	大字清水字浜元五一の二	〃

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、青森北部土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を令和六年五月十四日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

令和六年五月二十二日

東青地域県民局長 上 沢 謙 一

事業名 維持管理

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、六羽川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和六年五月二十二日

中南地域県民局長 雪 森 正 三

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	須々田 憲一	平川市本町北柳田五三〇の一	令和六・四・二〇就任
〃	棟方 健	弘前市大字乳井字館ノ沢八八の一	〃
〃	山口 秀幸	平川市新館後野六一	〃
〃	成田 浩憲	弘前市大字乳井字乳井四〇	〃
〃	今井 三男	平川市小和森上平田二三四の八	〃
〃	佐々木 勇司	南津軽郡大鰐町大字八幡館字豊田三	〃
〃	相馬 茂	平川市杉館松橋二二九の一	〃
〃	吹田 定義	〃 沖館宮崎一五二の一	〃
〃	瀧本 祐一	〃 大光寺二早稲田四六の二	〃
〃	栗林 三千男	〃 柏木町東田二四七の一	〃
〃	工藤 昭善	弘前市大字石川字石川一六の五	〃
〃	木村 章悦	平川市高畑熊沢三の四	〃
〃	藤田 道成	〃 本町村元八の二	〃
〃	西谷 洋	黒石市大字浅瀬石字清川二三九の八	〃
〃	瀧本 祐一	平川市大光寺二早稲田四六の二	六・四・二九退任
〃	阿部 義則	〃 沖館宮崎一六四の一	〃
〃	須々田 憲一	〃 本町北柳田五三〇の一	〃
〃	栗林 三千男	〃 柏木町東田二四七の一	〃
〃	成田 浩憲	弘前市大字乳井字乳井四〇	〃

〃	山口 秀幸	平川市新館後野六一	〃
〃	今井 三男	〃 小和森上平田二三四の八	〃
〃	相馬 義隆	〃 杉館宮元一四六	〃
〃	棟方 健	弘前市大字乳井字館ノ沢八八の一	〃
〃	佐々木 勇司	南津軽郡大鰐町大字八幡館字豊田三	〃
〃	工藤 昭善	弘前市大字石川字石川一六の五	〃
〃	芳賀 則男	平川市大光寺一滝本五七の八	〃
〃	木村 章悦	〃 高畑熊沢三の四	〃
〃	西谷 洋	黒石市大字浅瀬石字清川二三九の八	〃

土地改良区の変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、六羽川土地改良区の前田堰頭首工及び滝本堰頭首工の管理規程の変更を令和六年四月二十五日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

令和六年五月二十二日

中南地域県民局長 雪 森 正 三

管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年四月一日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

管理責任者は、当該施設を操作するため必要な器具及びこれに必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置

四  
するものとする。  
その他施設の管理に関し必要な事項

管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し  
なければならない。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、白山  
溜池土地改良区の定款の変更を令和六年四月二十四日認可したので、同条第三項の規  
定により公告する。

令和六年五月二十二日

西北地域県民局長 長 内 和 人

誤

青森県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資  
金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等  
を次のとおり告示する。

令和五年六月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

佐原 若子	資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定期月日
青森市長			大竹進後援会 (略称・Ye's Peace!)	青森市浪岡福田二丁目一三の八大竹整形外科内	令和五・五・二

錯誤により取消

正

正 誤

選挙管理委員会事務局

令和五・六三 第六二六号	発行年月日	区 分	番 号	ペー ジ	段 行
青森県選挙 管理委員会 告示			第五十号	七 下	一から四 及び表

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭